

市木小 事故発生時の救急体制

◎生命優先！迅速で適切な対応を！！

事故発生

事故発見職員・事故連絡を受けた職員（※単独で行動せず応援を求める）

- ①現場へ急行し、負傷者へ一次応急処置
- ②近くの職員へ応援要請
- ③管理職へ状況通報・担任と養護教諭へ報告
- ④他の児童への適切な指示

応援職員

- ①現場へ急行（必要であればAEDを持参）
- ②他の児童への安全確保と誘導
- ③管理職へ連絡

校長

- ①対応指示
- ②市教委へ連絡
Tel: 72-1111
- ③事後家庭訪問
- ④報道対応
- ⑤PTSD対応要請

教頭

- ①事故現場へ急行・事態を確認して校長へ報告
- ②救急車要請
Tel: 119
- ③串間警察署通報
Tel: 72-0110

担任

- ①現場確認・記録、原因・状況の把握
- ②保護者へ連絡
- ③他の児童への指導
- ④安全確認
- ⑤事後家庭訪問
- ⑥事後の児童の経過把握

養護教諭

- ①状況把握
 - ②二次応急処置
 - ③保護者への引き渡し
 - ④病院への付添・救急車同乗
 - ⑤事後の児童の経過把握
 - ⑥事後処理（スポ振申請）
- ※不在時は、その他職員が担当

救急車

保護者

- ①医療機関の指定
- ②保険証・現金持参
- ③学校もしくは医療機関へ向かう

医療機関

全職員による対応

- ・職員会議等において対応確認、全職員への周知徹底（情報の共有、情報収集）
- ・全校児童への報告、安全の管理と指導徹底
- ・児童の心身の健康状態把握
- ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

【救急車要請の目安となる症状】

- ・呼吸停止、呼吸困難なもの
- ・胸痛のあるもの
- ・多量の出血を伴うもの
- ・ショック症状の持続するもの
- ・重症の熱傷を受けたもの
- ・激痛の持続するもの
- ・骨の変形を起こしたもの
- ・けいれんの持続するもの
- ・大きな開放創をもつもの
- ・意識喪失の持続するもの
- ・手足の一部または全部に麻痺があるもの

(注) 上記以外の場合でも判断に迷うときは、救急車を要請する。

【救急車要請方法】

- ①一刻を争う場合は救急車を要請する。119番に電話する。
- ②報告内容：
 - 学校名、住所、電話番号、近くの目印となる目標物を伝える。
 - 傷病者の人数、年齢、状態をはっきり告げる。
- ③救急車到着までの応急手当ての指示を受けて実施する。
- ④救急車が到着したら、傷病の経過、程度、施した応急手当等を報告する。

【事故発生時の役割分担】

【主として校長、教頭が対応すること】

- 必要に応じ、校医（医療機関）に連絡し、指示をあおぐ
- 移送方法の判断と指示
- 教職員への指示、連絡、指導
- 総合的な対策、対応の判断と処理（教育委員会への連絡、警察への連絡等）
- 報道関係、地域住民、保護者への対応
- 記録の整理
- 事故報告書、その他の書類の作成

【主として担任、校内職員が対応すること】

- 事故発生の原因、周囲の状況調査
- 保護者への連絡
- 事故発生後の他の児童の管理、指導
- 必要に応じ、医療機関への付き添い
- 必要に応じ、家庭訪問
- 記録の整理
- 事後処理、事後報告書の作成

①事故の内容

連絡した時点で状況が不明確な場合は、事実関係を確認でき次第連絡することを伝える。

②けが・疾病の状況

過度に心配をかけないように配慮する。「~と思う」など推測するような言い方は避け、事実のみを伝える。

③かかりつけの病院の確認

保健調査票に記載されている場合、その病院でいいか確認し、記載されていない場合は、近隣の病院、または学校医の病院を紹介する。

④保険証・現金を持参の上、学校もしくは病院へきてもらうよう伝える。

【主として養護教諭が対応すること】

- 児童の状態の観察（本人又は周囲の者から事情を聞く。呼吸、脈拍、傷の程度、移動の適否等）
- 救急処置の判断と実施
- 管理職、担任への連絡（事故発生からの観察、救急処置、受診治療方針、予後等の報告）
- 記録の整理
- 全教職員に事故発生状況、処置について報告し、必要に応じ、研修を行う
- 災害報告書の作成